平成25年度　第1回出雲市景観審議会議事録（要旨）

と　き：平成25年9月10日（火）10：0 0～

ところ：出雲市役所　庁議室

出席者：

審議会委員

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 氏名 | 摘要 |
| 市議会委員 | 福代　秀洋 | 出雲市議会副議長 |
| 学識委員（建築） | 遠藤　婦美代 | 島根県建築士会出雲支部会員 |
| 学識委員（文化財） | 米山　美保子 | 出雲市文化財保護審議会委員 |
| 学識委員（美術） | 春日　美由紀 | 出雲市立河南中学校教諭 |
| 学識委員（土木） | 櫻　隆之 | 出雲市建築審査会会長 |
| 学識委員（道路） | 平田　明子 | 国土交通省　道づくり女性会議委員 |
| 各種団体代表者 | 江田　小鷹　◎ | 出雲商工会議所　会頭 |
| 各種団体代表者 | 大島　治 | 平田商工会議所　会頭 |
| 各種団体代表者 | 室家　隆一 | 出雲商工会　会長 |
| 各種団体代表者 | 藤原　洋之(代理出席) | 斐川町商工会　会長代理　事務局長 |
| 各種団体代表者 | 米原　稔　○ | いずも農業協同組合　代表理事組合長 |
| 各種団体代表者 | 周藤　昌夫 | 斐川町農業協同組合　代表理事組合長 |
| 市民委員 | 遠藤 泰夫 | 出雲市自治会連合会副会長 |
| 市民委員 | 持田　和枝 | ＮＰＯ法人　シャーネ・エレーテ今市　理事 |
| 　 | 出席：計14名 | 　 |
|  | ◎：会長　○：副会長 |
| 副市長 | 堺田 輝也 | 　 |
| 事務局 | 鎌田　靖志 | 都市建設部調整監 |
| 事務局 | 荒木　尚司 | 都市建設部次長 |
| 事務局 | 原　昭治 | 建築住宅課長 |
| 事務局 | 川内　章正 | 斐川支所　産業建設課長 |
| 事務局 | 児玉　進 | 建築住宅課　主査 |
| 事務局 | 岡田　則幸 | まちづくり推進課　係長 |
| 事務局 | 矢田　和則 | 建築住宅課　係長 |
| 事務局 | 濱村　里美 | 建築住宅課　技師 |

資料：資料１：出雲市の景観行政の状況について　資料２：景観行政団体について

資料３：出雲市景観計画の一部改正について（H24.11.2景観審議会資料）

資料４：出雲市景観計画の一部改正（案）の概要

資料５：出雲市景観計画の一部改正について（斐川地域の追加）

資料６：出雲市景観計画（一部改正）（素案）

資料７：出雲市景観計画について（概要）

資料８：景観計画変更スケジュール（案）

１　開　会

（１）委員紹介

（２）あいさつ

堺田副市長

江田会長

（３）定足数確認（15名中14名出席）

２　議　事

（１）出雲市の景観行政の状況について（資料１について事務局説明）

【委員】

築地松のライトアップをしたと聞いたが、場所はどこか。

事務局：築地松のライトアップは現在計画中である。時期としては稲刈り後を予定しており、場所は斐川町福留地区を予定し、現在地元へ協力を依頼しているところである。

（２）景観行政団体及び出雲市景観計画の一部改正について（資料２.３.４.５.６について事務局説明）

【委員】

景観計画11ページの②出雲平野地域の1）景観特性で「宍道湖西部に広がる水田地帯や浜山周辺のぶどうのビニールハウスなど」という記述があるが、景観のなかにビニールハウスがプラスなものか疑問に感じている。変更可能であれば、景観的に優れた散居村集落等に変えたほうがよいのではないか。

事務局：散居村集落は、景観特性の最初に記述している。また、景観特性は、景観的に優れたものをというのではなく、現況景観を記述したものであるが、検討してみる。

【委員】

資料４の地図の中に歴史的地域として高瀬川沿線とあるが、この中に西谷古墳群等も入って

いるのか。

事務局：西谷墳墓群は入っていない。

【委員】

近年、西谷古墳群周辺は、博物館ができた関係もあり、どんどん変わっているので、西谷古

墳群周辺も入れたほうがよいと思う。

事務局：歴史的な重要景観として6ページの基本目標の中に西谷墳墓群、荒神谷遺跡を追記した。しかし、地図にひとつひとつの細かい施設を記載することができないため、ざっくりと8つの地域に分けて記載している。

【委員】

新たに6ページに記載されたこの2施設については、同様に地図に記載したほうがよいと思う。

事務局：どのように表現するか検討する。

【委員】

10ページの景観形成の基本方針の中で「市街地に点在する緑の保全と緑化の推進」「中心市街地の賑わいの創出」とあるが、駅前から市役所までの道は、広くきれいになったが、広くなり過ぎて楽しみながら歩けるような状況にはない。楽しみながら歩ける空間の創出としては、今市での緑は高瀬川沿いの柳が代表であり、休憩所やお蕎麦屋さんなど景観を合わせたゆとりのある空間があればという地元の声も聞いている。今市のシンボルとなっているので何か表現できればと思う。

事務局：高瀬川沿いの柳など今市の街並みに関する表現ということであるが、「市街地に残る樹木や公園の緑を保全し、空間のゆとりと季節感の演出を図る。」という記述の中に包括されているということでご理解いただきたい。

【委員】

景観計画では、全体的に出雲平野という言葉が使われているが、59ページの図に「簸川平野にみられる散居村集落」という記述がある。合併したこともあり、出雲平野に統一したほうがよいと思う。

事務局：県条例の表現を利用していた関係で簸川平野が残ってしまった。出雲平野に統一したいと思う。

【委員】

67ページの景観賞について、ゼロベース査定によりやめたとの説明を受けたが、まちづくり景観は行政だけでできるものではなく、やはり住民の意識を高めるためにも賞は必要であると思う。出雲市が景観形成を推進していくうえで県の景観賞だけでなく、市としての賞があったほうがよいと思う。

事務局：景観賞については、近年応募者が非常に少なくなるとともに、県の景観賞へ出雲地域からも多数応募されていることから、これを活用してPRや啓発に努めていきたいと考えている。

【委員】

出雲市への応募はないが、県には応募したい人がいるという状況は、おかしいと思う。やは

り市の景観賞制度を通して県へ応募するという形がよいと思う。

事務局：ゼロベースということでいろいろな事業を見直した中で休止としたが、県の景観賞については、市としても広報など積極的にPRし、県事業を活用しながら啓発に努めており、ご理解いただきたい。

【委員】

景観賞の予算はいくらだったのか。真っ先に切る必要があったのか。

事務局：景観行政の予算が127万円であり、その半分程度が景観賞の予算である。

【委員】

50数万円かかるというのも不思議であるが、再検討されてはどうか。

【委員】

私は、景観まちづくり賞の審査員として、マイクロバスで応募者のところを審査に回ったが、賞に該当するものはなかった。一方、審査で回る途中に賞にふさわしいお宅がいくつかあったが、こうしたお宅は応募されていないとのことであった。賞の休止の原因は、ゼロベース査定だけでなく、こうしたミスマッチも原因のひとつであると思う。私自身としては、再検討に値するほどの表彰制度ではなかったと思う。

【委員】

私は受賞された方々を知っているし、受賞を誇りに思っている方もいるので、一概につまらないものであったという話ではないと思う。受賞を励みに今も環境活動を続けている地域や企業もあるので、わかっていただきたい。

【委員】

景観賞は、美観や修景を表彰することが基本にあると思うが、今回、宍道湖が組み入れられたことでもあり、住民の水質浄化の取り組みなどを評価し、讃える制度も必要であると思う。

【会長】

これについては、事務局のほうで責任をもって検討していただきたいと思うが、いかがか。

事務局：今日いただいたご意見については、事務局のほうで再度どういったやり方が可能かということも含めて検討する。

【委員】

神西湖周辺景観形成地域では、基本方針の中で総合的な水質悪化防止と浄化対策として、「住民参加による水質悪化防止及び浄化に努める」との記載があるが、宍道湖沿岸景観形成地域では、住民参加による水質浄化に関する記載がないため、同様の記載が必要であると思う。

【委員】

景観計画に基づいて公園の緑化等が行われた場合、その維持管理は、都市計画課になるのか。整備されてもその後の維持管理ができていないという声もあるので、そのあたりのことを教えていただきたい。

事務局：公園については都市計画課になる。道路については道路管理者が行う。公園の管理等についてお気づきの点があれば、都市計画課にお話しいただければと思う。

【委員】

出雲大社の遷宮を機に出雲は神の国、歴史の町として全国的に認知され、これも広い意味での景観と思うが、計画書の目次を見てもその点が感じられず、全体にほしいと感じた。出雲の歴史的な場所としては、出雲大社、荒神谷、西谷古墳の3つが挙げられ、そうした角度からの景観づくりも考えられていると思うが、計画書の中にもっと具体的に取り上げられていると良いと感じた。

事務局：先ほどご意見をいただいたように西谷墳墓群の表し方、地域としての表現の仕方も考える必要がある。また、神門通りの石畳など地域を挙げて取り組んでいただいているところである。こうしたそれぞれの地域での取り組み、出雲らしさを計画に書き込めるか、計画全体の中でどう扱うか少し考えさせていただきたい。

【会長】

今日は斐川地域といっしょになっての話だったが、景観計画全体の話になっているので、その点については、改めて意見をいただくとして、今日の議題については、他に無いようなので、これで協議を終了する。

事務局：斐川町との合併に伴い県条例と市条例という2つの制度がある状況を今回の見直しでは解消していきたい。今回いただいた色々なご意見については、市全体の計画にも関わるので、今後の審議会の中でご意見をいただきながら検討していきたいと思う。

（４）斐川地域住民説明会及びパブリックコメントの実施について（事務局説明）

　　特に意見なし

（５）今後のスケジュールについて（資料８について事務局説明）

特に意見なし

３　閉　会

あいさつ（堺田副市長）